

神奈川県立がんセンター整備運営事業
実施方針

平成20年8月

神奈川県病院事業庁

目次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定に関する事項	4
2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1) 事業者選定の方法	5
(2) 選定の手順及びスケジュール	5
(3) 応募手続等	6
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	10
(5) 審査及び選定に関する事項	12
(6) 結果及び評価の公表方法	12
(7) 提出書類の取扱い	12
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	12
(2) 提供されるべきサービス水準	13
(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等	13
(4) 事業者の責任の履行に関する事項	13
(5) 病院事業庁による事業の実施状況の監視	13
4 立地並びに規模及び配置に関する事項	14
(1) 施設の立地条件	14
(2) 土地の取得等に関する事項	15
(3) 施設整備の要件	15
5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	15
(1) 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合	15
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	15
(3) 金融機関と病院事業庁との協議	16
7 金融上の支援等に関する事項	16
(1) 財政上、金融上の支援に関する事項	16
(2) その他の支援に関する事項	16
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
(1) 環境への配慮	16
(2) 議会の議決	16
(3) 情報公開及び情報提供	17
(4) 入札に伴う費用負担	17
(5) 実施方針に関する問い合わせ先	17

様式 1	説明会参加申込書	18
様式 2	実施方針等に関する質問書	19
様式 3	実施方針等に関する意見書	20
別紙 1	神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱	21
別紙 2	神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱	26
添付資料 1	配置図	33
添付資料 1 - 2	がんセンター案内図	34
添付資料 2	建設用地 配置図.....	35
添付資料 2 - 2	関連工事工程表	37
添付資料 3	想定事業スキーム図	38
添付資料 4	予想されるリスクと責任分担表	39
添付資料 5	不可抗力への対応フロー	41
添付資料 6	病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について	42
添付資料 7	モニタリングの実施とサービス購入料の減額	55
添付資料 8	落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ）	62
添付資料 9	基本協定書（案）	63
添付資料 10	神奈川県立がんセンター総合整備特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱（案）	65

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下「本件事業」という。）

イ 事業に供される公共施設等の名称

神奈川県立がんセンターの病院施設及び付帯施設（以下「病院施設」という。）

ウ 公共施設の管理者等の名称

神奈川県病院事業管理者 病院事業庁長 堺 秀人

（病院事業庁は、がんセンターを含めた県立病院の地方独立行政法人化に向けた見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性がある。）

エ 事業目的

神奈川県立がんセンターは昭和38年に開設された31床の成人病センターを前身として、昭和61年から病床数415床のがん専門病院としてスタートして以来、神奈川県（以下「本県」という。）におけるがん医療の中核的機関として、県民に高度で心あたたかい医療を提供することを基本理念に高度専門医療を提供してきている。

本県では「がんへの挑戦・10か年戦略」をまとめ、がんにならない、がんに負けない神奈川づくりを目指し、平成17年度からがん対策への重点的な取り組みをスタートしており、がんセンターでは、県内におけるがん医療の中核的病院として機能の強化を図り、がんに悩む患者さんやその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組んでいくことが求められている。

このような状況を踏まえ、神奈川県病院事業庁（以下、「病院事業庁」という。）では県立がんセンター（以下、「がんセンター」という。）の総合整備及び維持管理運営について民間事業者の技術力やノウハウを活用し、良質でわかりやすい医療の提供を行うことを目的としている。

オ 本件事業に関係する主な法令等

事業者は、以下に示す法令のほか、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

（ア）医療法（昭和23年7月30日法律第205号）

（イ）健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

（ウ）老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）

（エ）薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）

（オ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

- (カ) がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号）
- (キ) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）
- (ク) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- (ケ) 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- (コ) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- (サ) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- (ス) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- (セ) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (ソ) 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- (タ) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- (チ) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (ツ) 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- (テ) 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- (ト) ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）
- (ナ) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- (ニ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- (ヌ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）
- (ネ) 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）
- (ノ) 電波法（昭和25年5月2日法律第131号）
- (ハ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

本件事業の遂行に必要となる許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

カ 事業の範囲

本件事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）」に基づき、事業者が新たに病院施設を設計・建設し、病院事業庁に所有権を移転し、病院施設の維持管理・運営業務を遂行する。

本件事業の業務は下記に列挙するとおりであり、その詳細は業務要求水準書（案）に示すとおりとする。

- (ア) 病院運営関係
 - a 統括マネジメント業務
 - b メディカルアシスタント業務
 - c 物流管理運営業務
 - d 検体検査業務
 - e 患者給食提供業務

- f 清掃・廃棄物処理業務
- g 植栽管理・外構清掃業務
- h 保安警備業務
- i 電話交換・館内放送業務
- j 院内保育施設運営業務
- k 施設設備保守管理業務
- l 医療機器保守点検業務
- m 利便施設運営業務

(イ) 新病院建設関係

- a 設計業務
- b 建設業務
- c 医療機器・備品等調達業務
- d 開業準備業務
- e 旧がんセンター解体除却業務

医薬品、検査試薬及び診療材料については、原則として病院事業庁で共同購入方式により購入先と購入価格を決定するため、医薬品及び診療材料の在庫管理や発注事務等の業務は事業者の業務とする。(いわゆる調達業務は本事業の業務には含まれない。)

病院情報システムについては、事業者が設置する給食、物流、検体検査等の一部の部門システムを除き病院事業庁で別途整備する。

医療機器・備品等調達業務で調達する医療機器・備品等は開業当初に調達する医療機器・備品等に限られ、維持管理運営期間中の医療機器・備品等の更新業務は含まない。

建設予定地内に本事業とは別に重粒子線治療施設の建設を検討しており、本事業の建設工事期間も重複することとなるため工事実施にあたっては工程調整等が必要となる。(添付資料2-2「関連工事工程表」参照。)

現在の病院で使用している医療機器・備品等の新病院への移転を含む引越し業務は病院事業庁で別途契約を行うため、本事業の業務には含まれない。

キ 事業スケジュール

(ア) 事業期間

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| a 新施設等の設計・建設・開業準備 | 平成 22 年 1 月～平成 25 年 11 月 |
| b 許認可等の取得 | 平成 22 年 1 月～平成 25 年 11 月 |
| c 新施設等の引渡し・所有権移転 | 平成 25 年 8 月～平成 25 年 11 月 |

すべての建設用地の引渡し完了が県警察の運転免許試験場技能コース等の整備終了後となるため、事業者から病院事業庁への施設等の引渡し・所有権移転は平成 25 年 11 月から平成 31 年度以降まで段階的に実施する予定。

添付資料2-2「関連工事工程表」参照。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| d 維持管理・運営 | 平成 25 年 11 月～平成 46 年 3 月 31 日 |
|-----------|-------------------------------|

(20年5か月間)

(イ) 契約等の締結

- a 基本協定 平成 22 年 1 月
- b 特定事業契約 平成 22 年 2 月
- c 金融機関との直接協定 平成 22 年 3 月

添付資料 8 「落札者決定から運営開始までのスケジュール(イメージ)」参照。

ク 事業方式

B T O (Build Transfer Operate) 方式()とする。

事業者が施設を設計・建設後、施設の所有権を病院事業庁に移転、その後事業者が維持管理・運営期間(20年5か月間)を通じて、施設の維持管理・運営を行う方式。

(2) 特定事業の選定に関する事項

ア 選定方法

本件事業を P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合に比べて財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

イ 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) P F I 事業として実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価(V F M 評価)

ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定結果について、V F M 評価の内容を明らかにした上、公表する。

なお、病院施設の配置、想定事業スキーム等の本件事業に関する基本的な事項については、添付資料 1 から 3 までを参照。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

総合評価一般競争入札方式による。

(2) 選定の手順及びスケジュール

	全体スケジュール	県病院事業庁に係る手続き	
平成20年度	7月下旬	審査会 事業者選定手法を決定、実施方針等の検討	
	8月初旬	ア 実施方針等の公表/説明会	
	9月中旬	イ 実施方針等に対する質問受付	
	9月下旬	ウ 実施方針等に対する意見招請	
	10月中旬	実施方針等に対する質問への回答	
	10月下旬	エ 意見交換会	
	11月初旬	オ 特定事業の選定結果の公表	審査会 特定事業の選定に関する検討 特定事業の選定(VFM)
	11月上旬 ~12月中旬	カ 事業者ヒアリング	債務負担行為の設定(21年度当初予算)
	2月議会		審査会 入札説明書等の検討
	平成21年度	4月中旬	キ 入札公告等
4月中旬 ~5月下旬		ク 入札公告等に対する質問受付	
6月上旬		ケ 参加表明書、資格確認申請書の受付	
6月中旬		コ 資格確認通知の発送	
9月下旬		サ 提案書の受付	
10月中旬 ~12月中旬		シ 落札者の決定	審査会 提案書の審査
12月下旬		ス 基本協定締結	
1月上旬		セ 特定事業契約締結	
2月			
3月			金融機関との直接協定の締結

(備考) 表中のア、イ、ウ...は、次ページ(3)応募手続き等の各項番に対応している。

(3) 応募手続等

本件事業では、早い段階から事業に関する病院事業庁の考え方を提示し、事業参入のための検討を容易にするため、実施方針の公表に合わせて、「業務要求水準書(案)」の他、「特定事業契約書(素案)」、「実施方針等Q & A」、「神奈川県立がんセンター総合整備について」及び「神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編」を公表する。

また、本件事業に関する病院事業庁と事業者との相互理解を深めるとともに、事業者の参入のしやすさに配慮しながら事業を実施するため、従来の実施方針等に対する質問回答や意見招請に加えて、意見交換会や事業者ヒアリングを実施する。

【本書以外の公表資料】

(ア) 業務要求水準書(案)

業務要求水準書とは、本件事業において病院事業庁が要求するサービス水準を示したものであり、業務要求水準として設定した各項目については、応募者が提出する書類により確認する。

(イ) 特定事業契約書(素案)

特定事業契約書(素案)は、病院事業庁と事業者との間で締結される契約書の素案である。本件事業は、病院施設の設計・建設工事、維持管理・運営といった多くの要素を含んでおり、特定事業契約書(素案)は、病院事業庁が本件事業を実施するに当たっての契約条件を示したものであり、事業者による提案内容の検討の際、その方針に影響を与えることから、今回実施方針と同時に公表するものである。

(ウ) 神奈川県立がんセンター総合整備について

がんセンターの総合整備の基本方針を示したもので、どのような病院を目指し、どのような医療を行っていくかをまとめているものである。

(エ) 神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編

事業者による提案内容の検討の際に参考となるよう、現在までのがんセンターの実績等のデータのうちで「年報」(がんセンターホームページにおいて公表している。)に掲載されていない情報を取りまとめたものである。

(オ) 実施方針等Q & A

今回の実施方針の公表に当たっては、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)、神奈川県立がんセンター総合整備について、神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編を同時に公表しており、それぞれの資料に関する考え方、参考情報をQ & A方式で紹介したものである。

ア 実施方針等の公表/説明会

病院事業庁は、本件事業についてPFI法第5条に規定する事項を記載した実施方針並びに業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)、実施方針等Q & A、神奈川県立がんセンター総合整備について及び神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編を平成20年8月1日(金)に公表する。

なお、下記の日時・場所で説明会を開催するとともに、実施方針等の閲覧を行う。

【説明会の開催】

- (ア) 日時 平成 20 年 8 月 8 日 (金) 13 時 30 分から 16 時 30 分まで
- (イ) 場所 神奈川県立がんセンター 講堂棟 (横浜市旭区中尾 1 - 1 - 2)
(電話 045 - 391 - 5761 (代表))

現在の病院について見学会等を開催する予定はない。また、建設予定地については運転免許試験場の技能コースとなっていることから、コース内部へ立ち入っての見学会は行わない。ただし、運転免許試験場の業務に支障とならない限り周辺道路等から建設用地の見学を行うことは問題ない。

【説明会の事前申込み】

説明会へは多数の参加希望者が予想されるため、事前申込み制とする。

参加希望者は次の手続により事前に申し込むこと。なお、説明会場の収容人数に制約があるため、申込みの状況によっては、1社当たりの参加人数を制限することもある。

- (ア) 申込み期日 平成 20 年 8 月 6 日 (水) 15 時まで (必着)
- (イ) 申込み方法 様式 1 「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメール又はファックスにより、病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに申し込むこと。(電話での申込みは不可とする。)

(ウ) 注意事項

説明会当日は、「実施方針」、「業務要求水準書(案)」、「特定事業契約書(素案)」、「実施方針等 Q & A」、「神奈川県立がんセンター総合整備について」、「神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編」は配布しないので、病院事業庁のホームページからダウンロードして、持参すること。

事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。

【説明会会場への交通】

相模鉄道「二俣川駅」から相鉄バス「運転試験場循環」乗車で「運転試験場」下車 (所要約 5 分)

相模鉄道「二俣川駅」からは徒歩で 15 分程度。

添付資料 1 - 2 「がんセンター 案内図」参照。

なお、駐車スペースがないため、車での来場はできない。

【実施方針等の閲覧】

- (ア) 閲覧期間 平成 20 年 8 月 1 日 (金) から平成 20 年 9 月 30 日 (火) まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (イ) 閲覧時間 9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 16 時まで
- (ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 (横浜市中区日本大通 1)
神奈川県立がんセンター総合整備推進室 (横浜市旭区中尾 1-1-2)

イ 実施方針等に対する質問受付

実施方針等の内容に対する質疑応答を、次のとおり行う。

(ア) 質問の提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、様式2「実施方針等に関する質問書」に記入の上、神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班へ、Eメール又は郵送により提出すること。

(イ) 受付期間

平成20年9月16日(火)から平成20年9月18日(木)まで(必着)

(ウ) 回答

質問に対する回答は、平成20年10月20日(月)から病院事業庁のホームページへの掲載及び閲覧により行う。

【質問及び回答内容等(実施方針等を含む)の閲覧】

(ア) 閲覧期間 平成20年10月20日(月)から平成20年10月31日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日は除く。)

(イ) 閲覧時間 9時から12時まで及び13時15分から16時まで

(ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課(横浜市中区日本大通1)
神奈川県立がんセンター総合整備推進室(横浜市旭区中尾1-1-2)

ウ 実施方針等に対する意見招請

実施方針等に対する意見招請を、次のとおり行う。

(ア) 意見の提出方法

実施方針等に対する意見がある場合は、様式3「実施方針等に関する意見書」に記入の上、神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班へ、Eメール又は郵送により提出すること。

(イ) 受付期間

平成20年9月24日(水)から平成20年9月26日(金)まで(必着)

(ウ) 回答

意見に対する回答は、「エ 意見交換会」及び「カ 事業者ヒアリング」の結果を踏まえ、入札説明書に添付して公表する。

エ 意見交換会

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、病院事業庁と事業者との相互理解を図ることを目的に、意見交換会(集会形式)を開催する。

(ア) 開催日時 平成20年10月22日(水) 10時~12時(9時30分受付開始)

(イ) 開催場所 神奈川県立がんセンター 講堂棟(横浜市旭区中尾1-1-2)
(電話 045-391-5761(代表))

意見交換会への参加には事前申込みが必要。(事前に申し込まずに、当日来場しても意見交換会には参加できない。)詳細は別紙1「神奈川県立がんセンター整備運営事業

に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

オ 特定事業の選定結果の公表

本件事業をPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、その結果（VFM）を公表する。

カ 事業者ヒアリング

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件等の設定の一助とするため、事業者ヒアリング（個別ヒアリング）を実施する。

事業者ヒアリングへの参加には事前申込みが必要。（事前に申し込まずに、当日来場しても事業者ヒアリングには参加できない。）実施日程等については、参加者に別途連絡する。詳細は別紙2「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

キ 入札公告等

本件事業は、総合評価一般競争入札方式により実施することから、神奈川県公報により入札公告をするとともに、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書（本編及び付属資料（業務要求水準書、特定事業契約書（案）落札者決定基準等）を公表する。

ク 入札公告等に対する質問受付

入札説明書等に対する質疑応答を行うものとする。

ケ 参加表明書、資格確認申請書の受付

応募者は、参加表明書及び資格審査確認申請書を提出すること。なお、当該様式については入札説明書に示す。

コ 資格確認通知の発送

資格審査の結果を応募者に通知する。なお、入札参加資格がない場合、その理由の説明要求があった応募者に対しては回答書を送付する。

サ 提案書の受付

応募者は、本件事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。提案書の作成要領については入札説明書に示す。また、必要に応じて応募者に対するヒアリングを行うことがある。

シ 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定し、応募者に通知する。

ス 基本協定締結

落札者と基本協定を締結する。

添付資料9「基本協定書(案)」参照。

セ 特定事業契約締結

基本協定の締結後、落札者が設立する特別目的会社(以下「SPC」という。なお、SPCは会社法が規定する株式会社でなければならない。)と特定事業契約を締結する。(特定事業の内容については、本資料と同時に公表した「神奈川県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書(素案)」、本資料の添付資料4「予測されるリスクと責任分担表」及び添付資料5「不可抗力への対応フロー」を参照。)

また、本件事業の円滑な推進のため、特定事業契約締結後速やかに関係者協議会を設立する。

添付資料10「県立がんセンター総合整備特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)」参照。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は1社又は複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。なお、グループを構成する企業等を構成員という。
- (イ) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、病院事業庁と協議を行う。
- (ウ) 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (エ) 応募者は、特定事業契約締結までに、本件事業を実施するSPCを設立するものとする。グループで応募した場合の代表者は必ずSPCへの出資を行うものとし、代表者を含む構成員でSPCの過半数の株式を保持しなければならない。
- (オ) 応募者及び応募グループの代表者は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

イ 構成員の制限

次に該当する者は、応募者又はその構成員になれないものとする。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 参加表明時から提案書提出時までの間に、県の指名停止措置を受けている者
- (ウ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。なお、資本面又は人事面において関連がある者とは次の者をいう。
 - a アドバイザー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者
 - b 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者

本事業に係るアドバイザー業務に関与している者とは、(株)三菱総合研究所、KPMGヘルスケアジャパン(株)、(株)伊藤喜三郎建築研究所及び渥美総合法律事務所・外国法共同事業をいう。

- (エ) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (オ) 次の申立て等がなされている者
 - a 旧商法第381条の規定による整理開始の申立て又は通告
 - b 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - c 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
 - d 会社更生法第17条又は第2項の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。)
 - e 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 設計業務及び建設業務に係る要件

設計業務及び建設業務を実際に担当する者(応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (ア) 設計業務を担当する者及び建設業務を担当する者は以下の実績を有する者であること。
 - a 300床以上の病床数を有する病院の設計及び建設
 - b 免震構造の建築物の設計及び建設
- (イ) 設計業務を担当する者は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。
 - a 建設業法第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - b 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。
- (エ) 解体除却工事を担当する者は、次の要件を満たしていること。
 - a とび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。
 - b 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、とび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

協力企業とは、代表者あるいは構成員以外で本事業の業務を担う者のこと。なお、協力企業であっても設計業務及び建設業務を担当する者については、資

格審査確認申請後の変更は認めない。

エ 参加資格要件確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は平成 21 年 6 月上旬を予定。

(5) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

(ア) 審査に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する審査会を設置する。

(イ) 審査会は、「事業遂行能力」、「サービス購入料」、「事業の安全性」、「施設能力」、「環境配慮」、「医療環境の向上」及び「病院利用者の利便性向上」等の観点から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

イ 審査手順に関する事項

審査は資格審査と提案審査に分けて実施し、価格その他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案として選定する。

ウ 事業者の選定

病院事業庁は、審査会による審査結果に基づいて落札者を決定する。病院事業庁と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行う。なお、落札者は、特定事業契約の締結により、本件事業の事業者として確定する。ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。

(6) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本件事業において公表及びその他病院事業庁が必要と認めるときには、病院事業庁は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本件事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、一式を除いて返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア 責任分担の考え方

本件事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本実施方針等で規定する病院施設の整備及び病院施設の維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、病院事業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、病院事業庁が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

病院事業庁と事業者の責任分担は、原則として特定事業契約書（素案）及び添付資料4「予想されるリスクと責任分担表」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。

(2) 提供されるべきサービス水準

業務要求水準書（案）のとおり。

(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等

病院事業庁は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの購入料を支払う。

また、サービスの購入料に係るリスク分担、ペナルティ等の考え方については、原則として添付資料6「病院事業庁が事業者に支払うサービス購入料について」及び添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。

病院施設の建設に係る費用の一部について、県債の発行等により病院事業庁が資金調達を行うこととなった場合には、その資金調達相当額分については新病院開業後に事業者に対して一括して支払うことがある。

(4) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従い誠意をもって責任を履行する。

(5) 病院事業庁による事業の実施状況の監視

ア モニタリング

(ア) 各種許認可申請・取得時

事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、病院事業庁に事前説明及び事後報告を行う。

(イ) 設計完了時

事業者は提案書に基づき設計を行い、設計完了時に病院事業庁の確認を受ける。

(ウ) 工事施工時

事業者は、建築基準法第2条第11号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に病院事業庁から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、病院事業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事

現場での施工状況の確認を行う。

(エ) 工事完成時(完工確認)

事業者は、施工記録を用意して、現場で病院事業庁の確認を受ける。

(オ) 施設運営開始後

病院事業庁は、定期的に業務の実施状況を確認する。

イ サービス購入料の減額等

業務要求水準書で定められたサービス水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払の減額等を行う。(添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」参照。)

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア 建設用地 神奈川県横浜市旭区中尾二丁目 55 - 1 外(運転免許試験場内)

添付資料1「配置図」参照。

イ 敷地面積

(ア) 平成 22 年 5 月敷地面積 約 30,500 m²

(イ) 最終の敷地面積 約 37,800 m²

ウ 地域地区等(建設用地)

(ア) 第一種住居地域

建ぺい率 60%

容積率 200%

(イ) 準防火地域

(ウ) 第 4 種高度地区(最高高さ 20m)

横浜市市街地環境設計制度により最高高さ 31mの緩和を受けて計画する必要がある。

エ その他

(ア) 敷地にはレベル差があるため建設可能な高さはエリアごとに異なる。

(イ) 建設用地の引渡しは平成 22 年 5 月から 3 回に分けて段階的に行う。(添付資料 2 - 2 参考図参照。)平成 22 年 5 月に引き渡す建設用地(建設用地)は現状の自動車運転免許試験場の技能試験コースの現状有姿で引き渡す。また、平成 22 年度中に引き渡す県職員アパート解体除却後の建設用地(建設用地)については整地後砕石敷きで引き渡し、技能試験コース再整備後の建設用地(建設用地)は現状有姿で引き渡すが、詳細は入札説明書で示す。

(ウ) 建設用地内に建設する計画の重粒子線治療施設は、平成 20 年度中に基本構想を策定する予定であるが、本件事業とは別の事業として整備する。また、重粒子線治療施設が計画どおり整備される場合、本件事業と建設工事期間が重複すること

が考えられるが、詳細については入札説明書で示す。(添付資料2-2「関連工事工程表」参照。)

(エ) 建設用地の上空には東京電力(株)の送電線が横断しているため、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づく送電線からの隔離距離の確保等の建築制限がある。(添付資料1「配置図」参照。)

(オ) 建設予定地の地下には、現在運転免許試験場で使用している排水管等が埋設されているが、本件工事の着工までには県警察本部で切回し工事を行う。ただし、現在の排水管の撤去は行わず、地下に埋設されたままであるため、本件工事において当該排水管が支障となる場合は事業者が撤去すること。

(2) 土地の取得等に関する事項

建設用地は病院事業庁の所有地となる予定である。また、事業者は本件事業の実施に必要な範囲において建設用地を無償で使用できるものとする。

なお、病院事業庁で建設用地以外に資材置場等を用意する予定はないので、事業者が提案する工事で資材置場等が建設予定地以外に必要な場合は事業者が独自で確保すること。

(3) 施設整備の要件

病院施設の配置、施設及び構造に係る要件等の詳細については、業務要求水準書(案)において示す。

5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、病院事業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者が債務不履行の懸念が生じた場合

病院事業庁は、特定事業契約書の定めに従い事業者が改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、具体的な対応方法については、特定事業契約書(実施方針公表時においては「特定事業契約書(素案)」)に規定する。

(添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」2-(1)-イ ペナルティのフロー参照。)

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

病院事業庁及び事業者は、特定事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。(特定事業の内容については、本資料と同時に公表した「神奈川

県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書（素案）」、本資料の添付資料4「予測されるリスクと責任分担表」及び添付資料5「不可抗力への対応フロー」を参照。）

(3) 金融機関と病院事業庁との協議

本件事業が適正に遂行されるよう、重要な事項について、事業者に資金供給を行う金融機関と病院事業庁とで協議を行うことがある。

7 金融上の支援等に関する事項

(1) 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、病院事業庁と協議する。

現時点で想定される財政上及び金融上の支援等は次のとおりである。

ア 施設の整備、維持管理及び運営における病院事業庁所有財産の無償使用（独立採算部門は除く。）

イ 日本政策投資銀行による融資

(2) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等の取得に関し、病院事業庁は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、病院事業庁と事業者とで協議を行う。

本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、病院事業庁として補助金、出資等の支援は行わない。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

ア グリーン購入等、省資源に配慮すること

イ 省エネルギーに配慮すること

ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること

エ 水循環（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること

オ 周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること

(2) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を県議会平成21年2月定例会に提案予定。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年9月22日政令第279号）」に定めるところにより、特定事業契約の締結については議会の議決を必要としない。

(3) 情報公開及び情報提供

神奈川県情報公開条例(平成 12 年 3 月 28 日条例第 26 号)に基づき情報公開を行う。
情報提供は、適宜、記者発表及びインターネット等を通じて行う。

(4) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(5) 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

神奈川県病院事業庁県立病院課企画・整備班

電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1 (代表) (内線 6 8 4 4 ~ 6 8 4 5)

0 4 5 - 2 1 0 - 6 8 4 4 (直通)

F A X 0 4 5 - 2 1 0 - 8 8 6 5

住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

E メール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenbyo/index.htm>

(様式1)

平成 年 月 日

説明会参加申込書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等の説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	
参加者役職	参加者氏名

説明会会場の都合上、申込みの状況によっては、1社当たりの参加人数を制限することがあります。

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等について、質問事項がありますので、提出します。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問
1								
2								
3								
4								
5								

記入例

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問
1	実施方針	2	5	(1)	ア	(7)		については でしょうか。

- 注) 1 Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。
 2 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。
 3 行が不足する場合には、適宜調整すること。
 4 実施方針の該当箇所の順番に並べること。
 5 質問は、各 No.につき 1 項目とすること。(一つの No.の中に複数の質問を含まないこと。)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等について、意見・提案がありますので、提出します。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	意見・提案
1								
2								
3								
4								
5								

記入例

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	意見・提案
1	実施方針	2	5	(1)	ア	(7)		については と考え ます。

- 注) 1 Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。
 2 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。
 3 行が不足する場合には、適宜調整すること。
 4 実施方針の該当箇所の順番に並べること。
 5 意見・提案は、各 No.につき 1 項目とすること。(一つの No.の中に複数の意見・提案を含まないこと。)

神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱

1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）において規定されている「意見交換会」について、必要な事項を定めるものである。

2 意見交換会の目的

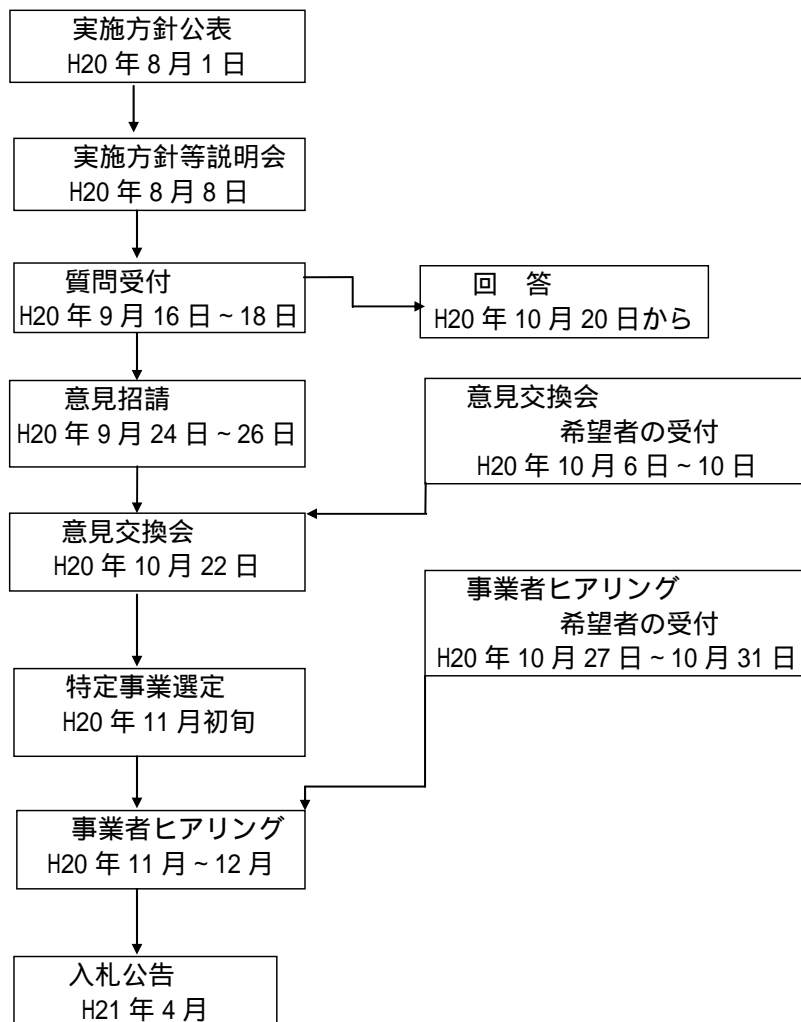
本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取するため意見交換会を実施する。主な目的は次のとおり。

- (1) 本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、幅広い提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2) 事業者間及び病院事業庁と事業者との相互理解を深めることにより、事業者の創意工夫を引き出し、参入しやすい環境を整える。
- (3) 事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解を深め、より多くの事業者の参画を目指す。

3 スケジュール

意見交換会は、実施方針への質問回答後とし、平成 20 年 10 月 22 日（水）に実施する。

平成 20 年 8 月の実施方針公表から平成 21 年 4 月の入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



事業者ヒアリングについては、別紙 2「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

4 情報公開

意見交換会における参加者の発言内容及び会社名等は、原則として、病院事業庁のホームページへの登載及び閲覧により公表する。

- (1) 閲覧期間 平成 20 年 11 月 10 日(月)から平成 20 年 11 月 20 日(木)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 閲覧時間 9時から12時まで及び13時から16時まで
- (3) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課(横浜市中区日本大通1)

5 事業者からの意見受付について

意見交換会では、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)についての意見及び本件事業全体についての意見を受け付けるものとし、意見に伴う質問を行うことも可能とする。ただし、会場での事業者からの意見及び質問については可能な限り回答するが、即答できない場合は「4 情報公開」に合わせて公表する。

6 参加申込み

意見交換会への参加希望者は、添付様式「意見交換会 参加申込書」に必要事項を記入の上、平成 20 年 10 月 6 日(月)から 10 日(金)まで(必着)の間に E メール又は郵送により申し込むこと。

(申込み先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班

E メール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

7 実施日時及び会場

意見交換会の実施は以下のとおり。

- (1) 開催日 平成 20 年 10 月 22 日(水)
- (2) 時間 10時~12時(9時30分受付開始)

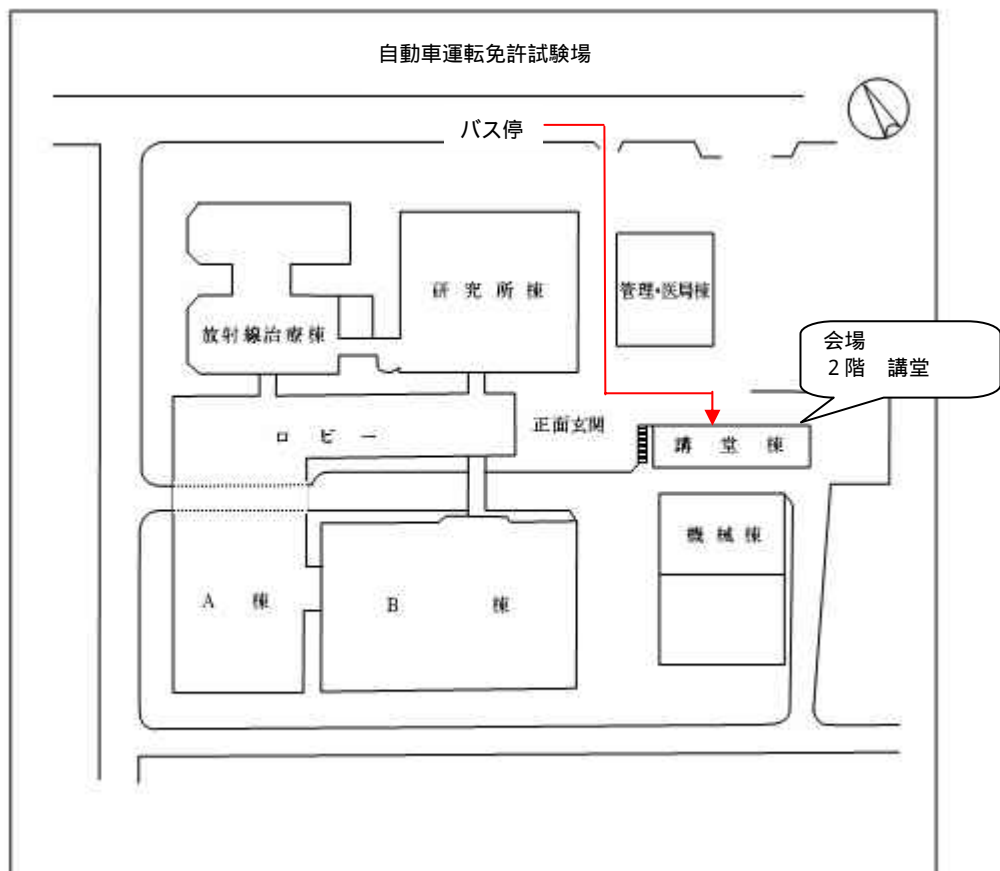
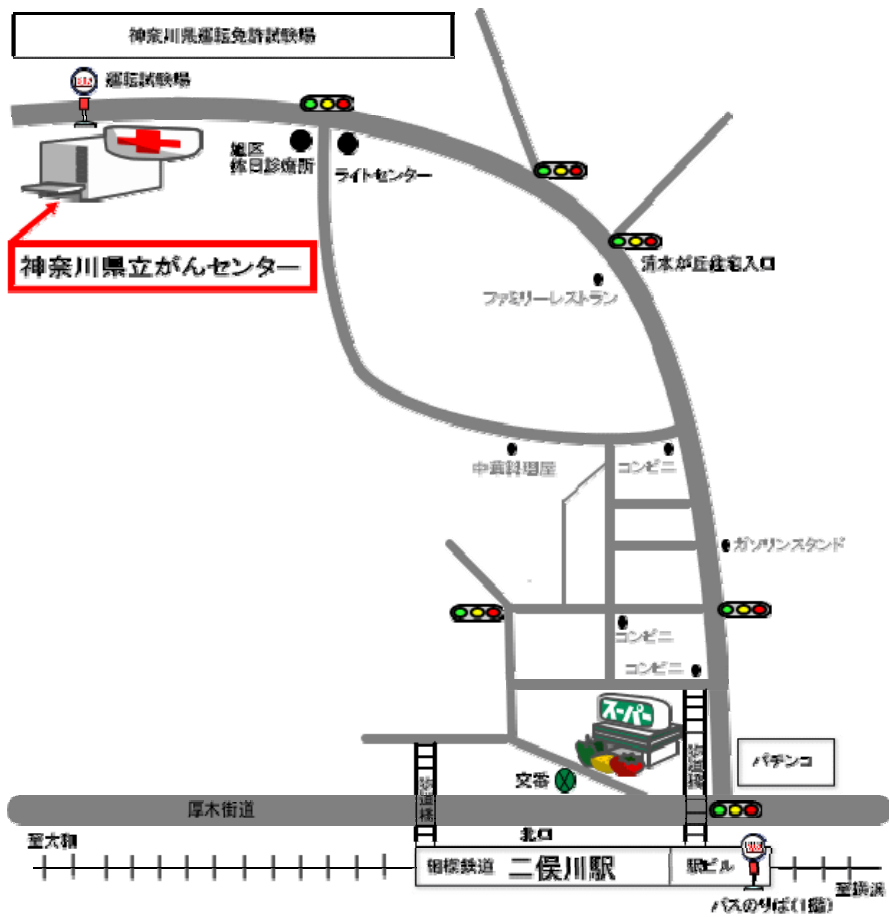
なお、参加者が多数となった場合、同日に午前・午後の2回に分けて意見交換会を実施する。時間が変更となった参加希望者に対しては、10月17日(金)までに、Eメール又はFAXにより連絡する。

- (3) 会場 神奈川県立がんセンター 講堂棟
神奈川県横浜市旭区中尾1-1-2
電話 045-391-5761(代表)

車での来場はできません。

8 費用負担

「意見交換会 参加申込書」の提出に係る諸費用並びに意見交換会会場までの交通費については参加者の負担とする。



「意見交換会 参加申込書」

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班 担当あて

参加事業者名		
所在地		
連絡先	TEL	
	FAX	
	Eメール	
参加者 (出席合計人数) 人		
参加者詳細		
	所属部署	肩書・役職名
		氏 名

参加者が多数の場合は、記入欄を追加して記入すること。

神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下、「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

2 事業者ヒアリングの目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件設定の一助とするため、事業者ヒアリングを実施する。事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

- (1) 本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2) 事業者ヒアリングに先立って開催する意見交換会では意見交換し難い具体的な意見・提案の聴取及び情報交換を行うことにより、事業者の創意工夫を引き出すとともに、事業者にとって参入しやすい環境を整える。
- (3) 事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを旨とする。

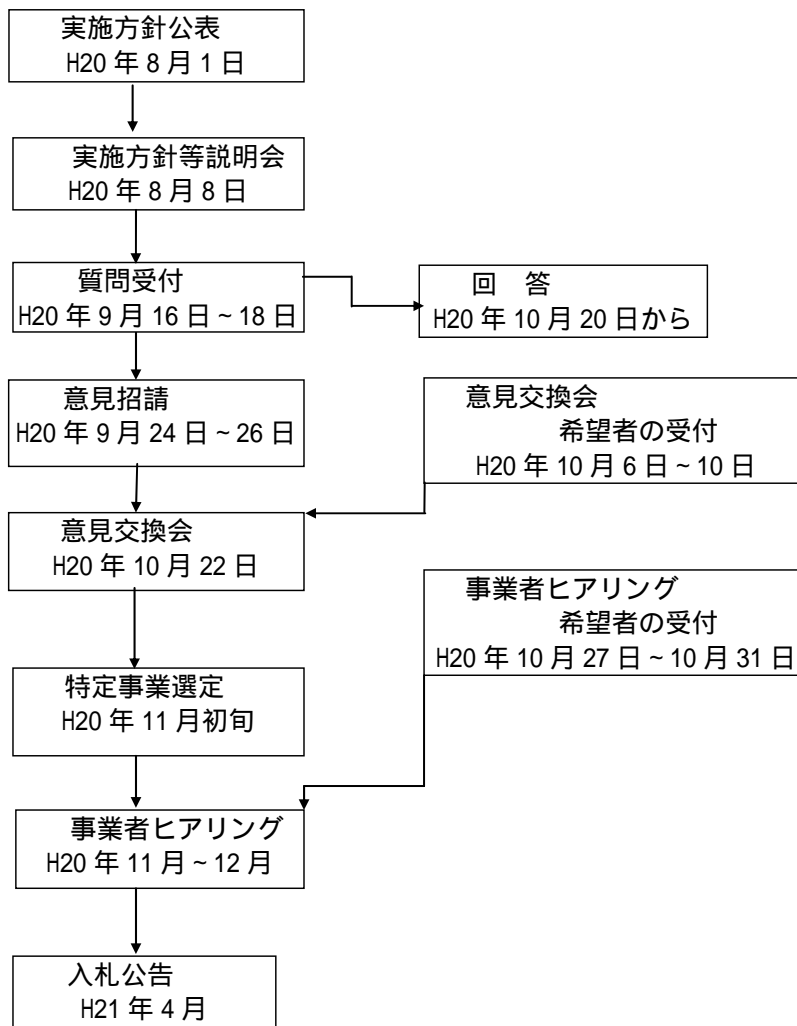
3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本件事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を病院事業庁が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、1事業者（あるいは1グループ）と病院事業庁による1対1の形式で行う。

4 スケジュール

事業者ヒアリングは平成 20 年 11 月～12 月の間に参加希望者との日程調整の上、随時実施する。

実施方針公表から入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



意見交換会については、別紙 1「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

5 情報公開及び提案・意見書内容の保護

事業者ヒアリングに参加した事業者名、実施日時、ヒアリング内容については、原則として平成 21 年 2 月上旬に公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ については、当該参加者からの申入れがあった場合及び病院事業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、下記の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

- (1) 実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)についての具体的な提案又は意見。
- (2) 事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分についての具体的な提案又は意見。

7 参加申込み

事業者ヒアリングへの参加希望者は、添付様式「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式「事業者ヒアリング 提案・意見書」に必要事項を記入の上、平成 20 年 10 月 27 日(月)～平成 20 年 10 月 31 日(金)(必着)の間に Eメール又は郵送により申し込むこと。

1 事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、参加人数が多数となる場合は病院事業庁より人数の制限を行う場合がある。

また、「事業者ヒアリング 提案・意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

(申込み先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班

Eメール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

8 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリング日時及びヒアリング会場については病院事業庁から代表担当者にEメール又は郵送により連絡する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、県病院事業庁が設定した日時・会場にて実施する。

9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に病院事業庁より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

10 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 提案・意見書」の提出に係る諸費用並びにヒアリング会場までの交通費については参加者の負担とする。

11 事業者ヒアリングにおける公平性の確保

県病院事業庁は、事業者ヒアリングの実施に際して、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、事業者ヒアリングで提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

12 その他

提出書類については、日本語で記述すること。